

## 第5章

# 南海トラフ地震防災対策

## 第1節 総 則

### 1 本章の目的及び県内の地震防災対策推進地域

本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことを受け、その防災対策に万全を期することを目的とする。

### 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱については、第1編第2節「防災関係機関等の事務又は業務の大綱」に準ずるものとする。

## 第2節 災害対策本部の設置等

### 1 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに郡上市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

### 2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、郡上市災害対策本部条例（資料1-3参照）及び一般対策編第2章第1節「市本部活動体制計画」に定めるところによる。

### 3 災害応急対策要員の参集

- (1) 職員の配備体制等については、一般対策編第2章第1節「市本部活動体制計画」によるものとし、通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、的確に対処できるように万全を期すものとする。
- (2) 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

## 第3節 地震発生時の応急対策等

### 1 地震発生時の応急対策

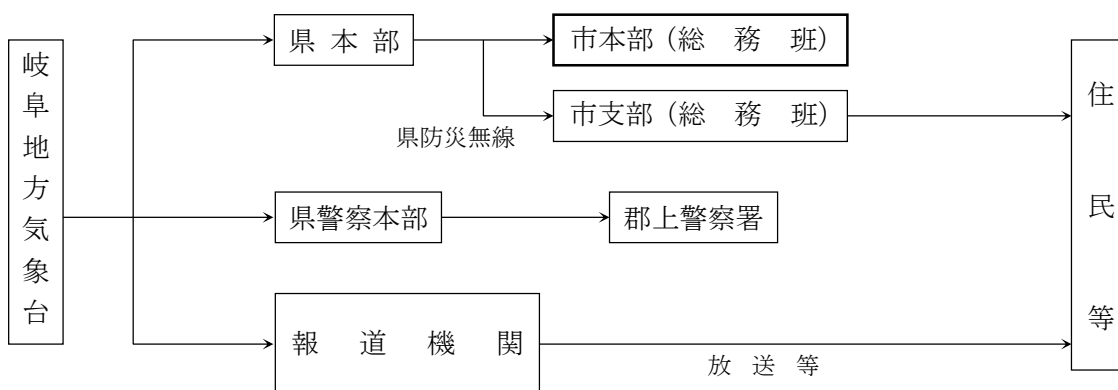
#### (1) 情報の収集・伝達

市は、地震発生時において、地震情報及び被害状況を迅速、確実に収集し、住民及び関係機関に伝達しなければならない。情報の収集に当たっては、特に住民の生命にかかわるものに重点を置くものとする。

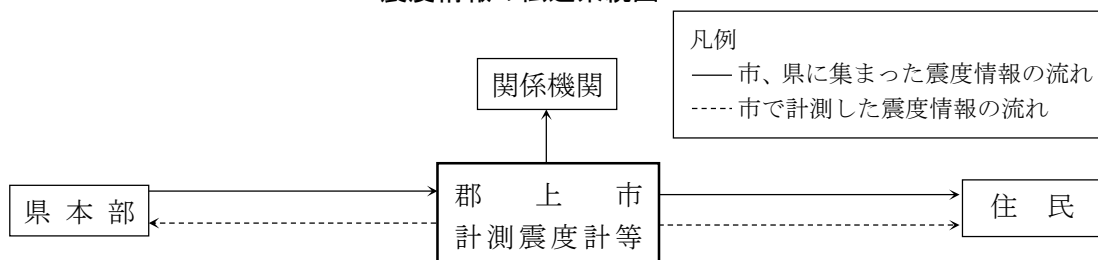
ア 情報の収集・伝達活動については、一般対策編第2章第6節「災害情報収集等の計画」及び第7節「災害通信計画」により実施する。また、住民への避難勧告・指示の実施等については、一般対策編第2章第8節「避難計画」によるものとする。

イ 地震や被害状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、次の経路・手段により行うものとする。

地震情報の伝達系統図



震度情報の伝達系統図



〔応急活動例〕

- ・被害推定
- ・職員非常参集
- ・警戒出動
- ・地域住民への広報
- ・応援要請等の対応方針の検討

ウ 職員の動員については、一般対策編第2章第1節「市本部活動体制計画」による。

(2) 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定緊急避難場所等に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物等の被災状況等の把握に努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

(4) 救助・救急・消火・医療活動

地震災害時は、住宅地を中心に火災が予想されるため、市・消防本部を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織や自主防災組織等の協力も得ながら、消防・医療活動を行うものとする。

具体的な消防活動については、一般対策編第2章第11節「消防計画」、第16節「医療救護計画」に準ずる。また、市は、消防本部と連携して県、日本赤十字社岐阜県支部、郡上市医師会、郡上歯科医師会、郡上薬剤師会、市内及び近隣の医療機関等と協力し、医療救護班等による緊急医療の実施と、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行うものとする。

(5) 物資の調達

市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、関係事業所から調達可能な流通備蓄量、他の市町村からの調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

(6) 輸送活動

地震発生時の緊急輸送活動は、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を行うものとする。

緊急輸送活動対策については、一般対策編第2章第15節「輸送計画」に準ずる。

(7) 保健衛生・防疫活動

震災時には、建物の倒壊や焼失及び水害等により多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、市は、防疫、食品衛生、環境衛生に関し、適切な処置を行うものとする。

具体的な活動内容等については、一般対策編第2章第25節「清掃計画」、第26節「防疫計画」に準ずる。

## 2 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の

確保を行う。

- (ア) 消防用資機材
- (イ) 水防用資機材
- (ウ) 通信設備・機器
- (エ) ライフラインの応急復旧及び障害物除去等に要する重機・資機材等
- (オ) 防疫・保健衛生用資機材
- (カ) 医療救護用資機材
- (キ) 緊急輸送用車両及び燃料等
- (ク) 給水用資機材
- (ケ) 被災者等に供給する食料及び炊き出し実施に要する資機材等
- (コ) 被災者等に供給する生活必需品
- (サ) その他応急対策実施のために必要となる物資・資機材等

イ 市は、県に対して、居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要なときは、アの物資の供給要請をすることができる。

(2) 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

**3 他機関に対する応援要請**

- (1) 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、一般対策編第1章第5節「広域応援体制の整備」、「5 各種協定等一覧表」のとおりである。
- (2) 市は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

## 第4節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

### 1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震等が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

### 2 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における急傾斜地崩壊危険地域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活の運営に関する知識
- (9) 地域住民自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急処置の内容や実施方法
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 3 児童・生徒等に対する教育

- (1) 市は、学校等が児童・生徒等に行う地震防災教育に関し、必要な指導及び助言を行う。
- (2) 地震防災教育は、学校等の種別及び児童・生徒等の発達段階やその行動上の特性、学校等の立地条件等実態に応じた内容とし、計画的・継続的に実施する。

### 4 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や、不特定多数の者が出入りする施設等、防災上重要な施設の管理者が適切な行動がとれるよう、防火管理講習会等を通じて防災教育を図る。

### 5 自動車運転者に対する教育

地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう、運転者のとるべき措置や地震等の知識など必要な教育等を行うこととする。

### 6 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。